

ワクチン接種事業に関する質問と回答

平成21年10月18日
新型インフルエンザ対策本部

(注) 検討中のものを含むため、細かい点は変更があり得ることにご留意願います。

(1) 優先接種対象者

問1 優先接種対象となる医療従事者は、医師、看護師のみか？

(答え)

優先接種の対象者の職種については、基本的には医師、看護師、准看護師等、新型インフルエンザ患者の診療に従事する職種を対象としているが、その他の職種であっても、新型インフルエンザの診療に従事する場合は対象としても差し支えない。

問2 訪問看護に従事する看護師は優先接種対象になるか？

(答え)

医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に従事する者」を対象としているが、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ罹患者においても在宅で療養する者が増大することも予想されるため、インフルエンザ患者の在宅療養に従事する訪問看護師は、医療従事者に含まれるものとする。

なお、専ら、在宅の介護を行う者は対象外となる。

問3 検診機関の従事者は優先接種対象の医療従事者となるか？

(答え)

医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に従事する者」を対象としているため、検診のみを行う機関及びその従事者は原則として対象外となる。

問4 企業内診療所の従事者は優先接種対象の医療従事者となるのか？

(答え)

企業内診療所においても、インフルエンザ患者の診療を行う場合においては、当該診療所の医療従事者は、優先接種対象者に含まれる。

問5 歯科医師は優先接種対象の医療従事者に含まれるか？

(答え)

歯科医師については、一般的には、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事していないことから、対象外となるものと考えられる。

ただし、新型インフルエンザ発生時に、病院内で、重症化リスクの高い患者について、新型インフルエンザによる重症化防止に携わる場合であれば、対象となることも考えられる。

問6 薬剤師は優先接種対象の医療従事者に含まれるか？

(答え)

薬剤師については、一般的には対象外となるものと考えられる。

ただし、新型インフルエンザ発生時に、病院内で、重症化リスクの高い患者について、新型インフルエンザによる重症化防止に携わる場合であれば、対象となることも考えられる。

問7 保育士、介護職員も優先接種対象者にすべきではないか？

(答え)

今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」を目的としており、また、当面の生産量が限定的であることを踏まえ、重症化リスクが高い者以外については、「インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」に限り、優先的に接種する対象としている。そのため、「保育士」、「介護職員」については、優先的に接種する対象者とは考えない。

問8 保健所職員は優先接種対象になるか？

(答え)

保健所職員は、インフルエンザ患者の搬送、検体検査など、インフルエンザ対策を担っていることから、新型インフルエンザ対策に従事し、患者の重症化防止に貢献する保健所職員については、「医療従事者」に含まれる。なお、ワクチン接種を行う医療機関窓口での確認方法については、検討中であり、追って示す。

問9 1歳未満児を養育する乳児院の職員や里親は優先接種の対象になるのか？

(答え)

1歳未満児を養育している乳児院の職員及び1歳未満児の里親については、1歳未満児と同居し、常時直接世話をしている同居家族と同様の機能を果たすものと考えられるため、対象とする。なお、ワクチン接種を行う医療機関窓口での確認方法については、別紙に示す。

問10 特別養護老人ホームの診療所の医師・看護師等は、優先接種の対象となるのか？

(答え)

特別養護老人ホームについては、施設内診療所で入所者の診療にあたる医師・看護師は、入所者が新型インフルエンザに罹患した場合、新型インフルエンザ診療に携わる可能性があるため、優先接種対象者となる。

ただし、それ以外の看護職員・介護職員については、優先接種の対象外となる。

問11 介護老人保健施設の診療所の医師・看護師等は、優先接種の対象となるのか？

(答え)

介護老人保健施設については、入所者が新型コロナウイルスに罹患した場合、診療に携わる可能性があるため、優先接種の対象となる。

ただし、新型コロナウイルスの診療に直接携わる者以外は、優先接種の対象外となる。

問12 1歳未満児の保護者の範囲は？祖父母で同居している者は入るのか？

(答え)

常時世話をしている同居家族を「保護者」と解釈する。例えば、祖父母等であっても、同居し、かつ常時世話をしている場合は、対象として差し支えない。

問13 接種対象者の年齢等はどの時点のものか？

(答え)

「妊婦」は接種時点で妊娠していること。

「1歳未満児の保護者」は接種時点で子供が0歳児（1歳の誕生日前）であること。

「1歳～小学校3年生に相当する年齢の者」は、接種時点で、満1歳以上であり、かつ、平成21年度に小学校3年生に相当する年齢までの者であること。

「中学生、高校生に相当する年齢の者」は、平成21年度に当該学年に相当する年齢の者であること。

問14 小児慢性特定疾患受給者証または特定疾患対策事業の対象疾患受給者証を持っていないが、優先接種対象者証明書がなくても新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることができるか？

(答え)

小児科領域の慢性疾患については、小児慢性特定疾患受給者証または特定疾患対策事業の対象疾患受給者証受給者証を有する者は、当該受給者証を優先接種対象者証明書に代えることができる。

(2) 接種スケジュール

問1 自治体内で調査した結果、必要量が割り当てられたワクチン量を大幅に上回り、医療従事者の用ワクチンが不足した場合、どのように対応すべきか。

(答え)

現在、医療従事者への接種を第1回、第2回の接種分（合計126万人分：2回接種を想定）に限り、第3回（11/6）の出荷分は妊婦及び基礎疾患を有する者に充て、遅くとも11月16日に接種を開始できるよう、準備をお願いします。

今回、ワクチンの優先接種対象として想定している医療従事者は、妊婦や基礎疾患を有する者よりも優先度が高い、限定された者であると考えている。自治体等の調査により、医療従事者数が各都道府県に割り当てられた人数を大幅に上回った場合であっても、例えば以下のような方法で、第

1回、第2回接種分の合計人数を上回らないように調整し、妊婦や基礎疾患を有する者への接種に遅延がないよう、ご配慮いただきたい。

(医療従事者絞り込みの方法例)

- ① 各医療機関の医療従事者数を、一律に医師数、看護師、准看護師数の合計数で按分し、配布する。各医療機関の中で誰に接種するかは医療機関に任せる。
- ② 配分量の一定割合について、医師数、看護師、准看護師数の合計数で按分、配布する他、ICU、小児科、急性期医療を中心としている場合は、各診療科の接種対象者人数の定数を定め、加算した数を配布する。各医療機関の中で誰に接種するかは医療機関に任せる。

なお、健康成人について、1回接種となった場合であっても、国としては、医療従事者の接種対象者を増やすことは考えておらず、少なくとも現時点においては、基礎疾患を有する方等への接種開始を急ぐ必要があることから、既に医療従事者分として配分したワクチンの余剰分については、次の優先接種対象者である妊婦の方、基礎疾患を有する方への接種に使用していただくべきものと考えているので、ご留意いただきたい。

問2 妊婦及び基礎疾患を有する者への接種はいつから開始すればいいか。

(答え)

妊婦及び基礎疾患を有する者への接種については、基本的には第3回の出荷が11月6日に予定されているので遅くとも11月16日に接種を開始できるよう、準備をお願いしたい。

ただし、医療従事者用に出荷された第1回及び第2回の分について在庫状況を把握し、余剰があれば各都道府県の判断で第3回の出荷を待たず、その余剰分を使用して妊婦及び基礎疾患を有する者への接種を開始しても差し支えない。

また、インフルエンザHAワクチンの添付文書では、2回接種を行う場合の接種間隔は、免疫効果を考慮すると4週間おくことが望ましいとされていること、などを踏まえ、第1回または第2回に出荷されるワクチンを医療従事者の2回目の接種に用いず、妊婦及び基礎疾患を有する者に用いることも差し支えない。

なお、現在保存剤を含まないプレフィルドタイプのバイアルを妊婦用に製造しており、11月上旬からの出荷（医療機関への配送は11月中旬の可能性）を予定しているため、このことについては妊婦に対し、十分周知を図るとともに日本産婦人科医学会の都道府県支部など産婦人科医療機関関係者と協議をし、円滑な流通に配慮されたい。

(参考)

第1回出荷予定日	10月 9日	59万人分（118万回分）
第2回出荷予定日	10月20日	67万人分（134万回分）
第3回出荷予定日	11月 6日	177.5万人分（355万回分）

また、基礎疾患を有する者への接種については、1歳～小学校低学年に相当する年齢を優先する

ことを基本とするが、各医療機関の実態に応じて、入院患者等、対象者の把握が容易な者から接種を進めるなどの柔軟な運用をお願いしたい。

問3 優先接種対象者のカテゴリーごとの切り替えは誰が決めるのか

(答え)

現在お示ししている、標準的なスケジュールを参考に都道府県ごとに各カテゴリーの接種開始時期を設定していただきたい。国においては、100%の接種率を想定して、最低限開始していただきたい時期をお示しするため、都道府県ごとに前倒しに接種を開始するなど、柔軟な運用をお願いしたい。

なお、都道府県において、各優先接種対象者の接種開始スケジュールが確定した段階で、住民への広報や関係者への周知及び国への報告をお願いしたい。

また、医療機関において、都道府県が定めた優先接種対象者等ごとの接種開始日以前に、他の優先接種対象者等へ接種した場合は契約違反になるが、優先接種対象者等ごとの接種開始日以降であれば、次の優先接種対象者の接種が開始されていても、接種は可能である。

更に、基礎疾患を有する者への接種については、実施要領にお示したとおり、1歳～小学校低学年に相当する年齢の者を優先することを基本とするが、医療機関の接種体制等の実態に応じて、柔軟な運用をお願いしたい。

(参考) 10/2 担当課長会議で示したスケジュールの目安

10月	医療従事者
11月	妊婦 基礎疾患を有する者
12月	幼児(1～6歳) 小学校低学年
1月	1歳未満児の保護者 小学校高学年 中学生・高校生・高齢者

問4 優先接種対象者以外への接種については、国でスケジュールを示すのか

(答え)

11月下旬から12月をメドに、全国の接種状況(在庫)を調査するとともに、輸入ワクチンの入荷見込み等を勘案し、優先接種対象者以外への接種についての考え方を示したい。

(3) 受託医療機関について

○国直轄の医療機関等の範囲

問1 国が直接契約を締結する国直轄の医療機関等の範囲を明示してほしい

(答え)

国立病院や国立大学病院のほか、防衛省所管、法務省所管の医療機関等を想定しており、具体的な範囲については、追ってお示しする。なお、日赤病院については、現時点では医師会のとりまとめ（あるいは市町村のとりまとめ）を想定しているところ。

○郡市医師会による取りまとめ

問2 郡市医師会に所属していない医療機関についても、郡市医師会による取りまとめを希望し、郡市医師会側も取りまとめを行う意向である場合は、郡市医師会による取りまとめを行って差し支えないか。

(答え)

差し支えない。

※実施要綱案 p10 (10/6 版) で、医師会が取りまとめる医療機関の範囲について、「郡市医師会に代表たる医師が所属している医療機関であって」と限定がかけられているように読める

○老人関係施設

問3 介護老人保健施設は受託医療機関となれるのか

(答え)

病院、診療所と同様、医師等がいる医療法上の医療提供施設であり、希望する場合は受託医療機関となることができる。

問4 特別養護老人ホームは受託医療機関となれるのか

(答え)

特別養護老人ホームは、認可基準上、医療法に規定する診療所の設置及び医師の配置が義務づけられているところであり、希望する場合は受託医療機関となることができる。

○保健所

問5 保健所は受託医療機関となれるのか。

(答え)

保健所は診療所を設置しており、希望する場合は受託医療機関となることができる。

(4) ワクチン接種

問1 今回の国内産の新型インフルエンザワクチンは4社の製品があるが、1回目と2回目の接種

が違う会社の製品であっても問題が無いか。

(答え)

国内製のワクチンに関しては、1, 2回目の銘柄を連続させる必要はない。なお、輸入ワクチンについては、現在検討中である。

問2 基礎疾患を持つ者の保険診療と新型インフルエンザワクチン接種を同時に実施した場合、いわゆる混合診療になるのか？

(答え)

予防接種は、疾病又は負傷に対する治療ではなく、保険診療とは別に提供されるものである。したがって、基礎疾患を持つ者の保険診療と新型インフルエンザワクチン接種を同時に実施した場合でも、いわゆる混合診療にはあたらない。

(5) 契約関係

○医療機関から自治体への再委託

問1 要綱p13(10/6版)について、医療機関が保健所等で接種を行い、自治体職員が業務の一部に携わるような場合、「当該自治体は当該医療機関から再委託を受けることを検討」とあるが、

①この再委託業務は何を想定しているのか？

②医療機関と自治体との間で、再委託業務に係る費用のやりとりはあり得るのか？

(答え)

①接種や問診等を想定している。なお、受付や対象者の確認、接種済み証明書の交付等のみであれば、再委託契約は不要である。

②再委託の際には、事故等があった場合の責任の所在を明確化する必要があり、費用面も含めて、お互いに十分に協議を行う必要がある。

○委任状について

問2 要綱p22(10/6版)【委任状】について、

①代表者とあるが誰か

②収入印紙を貼る必要はあるか

③代表者の押印は必要ないのか。

④委任状の原本はいつどのように提出すべきか。

⑤接種を早期に開始するため、取り急ぎ、委任状原本のコピーをFAX等により郡市医師会及び都道府県医師会に送付し、原本は後で提出するという方法で国との契約手続きやワクチンの手配等を開始して差し支えないか。

(答え)

①個々の医療機関の施設長を想定している。複数の医療機関を束ねる法人等の代表者となる場合は、

当該複数の医療機関と法人等の代表者との間で、別途、代理契約が必要となる。

- ②収入印紙を貼る必要はない。
- ③代表者の押印は必要である。事後的に問題とならないよう、自署の場合であっても押印をお願いしたい。
- ④原本は都道府県医師会に集め、保管いただきたい。
- ⑤差し支えない。

(6) 費用負担関係

○費用の範囲

問1 予診だけで終わった方の予診料や予診票の様式などの経費は、すべて実費負担の範囲に含まれており、別途実費負担を求めることはできないと考えてよいか。

(答え)

ワクチン接種費用については、ワクチン接種にかかる各種の費用等を総合的に勘案して設定しているものであり、予診のみで接種を行わなかった者に係る費用については徴収しないことについて御理解をいただくようお願いしたい。

○介護老健施設における費用徴収

問2 介護老人保健施設が受託医療機関となり、入所者に対してワクチン接種を行う場合、入所者から実費負担を徴収できるのか

(答え)

できる。

○費用負担軽減措置

問3 減免措置が実施される前に行ったワクチン接種に係る費用負担についても遡及適用は可能か。

(答え)

可能である。各自治体において、遡及適用ができるように措置いただきたいと考えている。

問4 他市町村における受託医療機関で接種を受けた場合や、費用負担軽減措置が実施される前に接種した場合については、いったん実費負担を支払いいただき、後で償還払いとする方法を考えているが、問題ないか。

(答え)

低所得者の負担軽減を図る趣旨から、原則として代理受領委任の方式をとっていただきたいが、ご指摘のケースについては償還払いとせざるを得ない場合と考える。

問5 減免措置の国庫補助において、政令市・中核市もほかの市町村と同じく、国 1/2、都道府県

1/4の補助対象となるのか。

(答え)

政令市・中核市についても、都道府県1/4補助とする。

問6 今回の費用負担軽減の対象者は約5400万人の優先的に接種する対象者等のみなのか。

(答え)

今回お示した負担軽減措置は、優先的に接種する者(約5400万人)を対象と想定している。優先的に接種する者以外の者に対する負担軽減措置については、今後、ワクチンの接種状況等を勘案し、検討する。

問7 代理受領契約のひな形や接種券や代理受領受給資格証明書等の様式を国として示すのか。

(答え)

お示しする予定はない。各市町村において、これまでのインフルエンザ定期予防接種等の他の例などを参考にご検討いただきたい。

問8 交付税措置の内容、措置時期等をご教示願いたい。

(答え)

厚生労働省としては地方財政措置をお願いしているところであるが、詳しくは、総務省自治財政局調整課におたずねいただきたい。(総務省も照会いただくことについて了解済み)

(7) 健康被害救済

問1 健康被害救済の立法措置以前に発生したワクチン接種の健康被害に対する救済措置はどうなるのか。

(答え)

健康被害の救済措置については、臨時国会に法案を提出すべく準備を進めているところであるが、遡及適用は可能であるため、新法が成立すれば、今回のワクチン接種事業の開始時点まで遡って新法に基づく救済を受けることができる。

ワクチン接種対象者の特定方法について

1. 証明書の必要性等

新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者について、自院で接種することが難しく、他の受託医療機関で接種する場合、医療従事者であることを証明しなければ、接種を実施する医療機関において接種の可否が判断できない。また、1歳未満の小児の保護者のうち、1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院の施設職員等については、当該児の養育にかかる業務に従事することの証明書類がなければ、接種を実施する医療機関において接種の可否を判断できないこととなる。

上記の場合においては、下記の内容を記載した証明書及び証明書に記載された本人であることを示す書類を受託医療機関に提示し、接種事業を円滑に推進することが求められる。

2. 証明書に記載すべき項目

(1) 新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者のうち、自院で接種することができない者

＜対象者の例＞

受託医療機関以外の医療機関に従事する医療従事者／救急隊員／訪問看護師／保健所職員

＜必要記載項目＞

対象職員の氏名／生年月日／各組織において新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する者である旨の証明／証明年月日／所属組織長等の氏名、捺印／所属組織の住所・連絡先電話番号

(2) 1歳未満の小児を養育する家族以外の者

＜対象者の例＞

1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院職員、里親等

＜必要記載項目＞

対象職員の氏名／生年月日／当該施設において1歳未満児の養育にかかる業務に従事する者である旨の証明／証明年月日／所属組織長等の氏名、捺印／所属組織の住所・連絡先電話番号

※なお、1歳未満児の里親にあつては、措置決定通知書で代替することが可能

3. 留意事項

各証明書類については、関係者間で情報共有することが必要である。以下に示す乳児院及び保健所の職員の証明の書式を参考の上、各関係者にて作成願いたい。

(様式の例:乳児院職員の場合)

優先接種対象者証明書

職員氏名		年齢	歳
職員 生年月日	明治 昭 和 大正 平 成	年 月 日	
優先接種対象 者の 区 分	上記の職員は、〇〇乳児院において、1歳未満児童の養育にか かる業務に従事する者であることを証明する。 平成21年12月 △ 日 (施設名) 千代田乳児院 (施設長名) 千代田 太郎 印 (施設住所) 千代田区千代田〇—〇—〇 (施設電話) 03-△△△△-××××		

(参考)

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」(平成21年10月13日厚生労働省)第3の2において、「④1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等」は新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者とされている。また、1歳未満児を養育する乳児院の職員はワクチンの優先接種対象者とされている。

(様式の例:保健所職員の場合)

優先接種対象者証明書

職員氏名		年齢	歳
職員 生年月日	昭和 平成	年 月 日	
優先接種対象 者の 区分	上記の職員は、〇〇保健所において、新型インフルエンザ対策にかかる業務に従事する者であることを証明する。 平成21年12月 △ 日 (施設名) 〇〇保健所 (施設長名) 千代田 太郎 印 (施設住所) 千代田区千代田〇-〇-〇 (施設電話) 〇3-△△△△-××××		

(参考)

※ 平成21年10月2日に開催された「新型インフルエンザ対策担当課長会議」の「資料4-2 新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種について(素案)にかかるパブリックコメントの実施状況について」の「パブリックコメント意見内容及び対応方針案」において、「新型インフルエンザ対策に従事し、患者の重篤化防止に貢献する保健所職員」は、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者とされている。

(注) パブリックコメントの回答については、現在、政府のホームページ上で結果の公示手続き中である。